	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	続-94。2月8日 掲出ルバの下の ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1	「吹田市地域防災計画修正案に対する意見募集」をされていますが、1月1日の能登半島の巨大地震に伴う被災状況に関して吹田市の対応策が反映されていないと考えます。 ・支援対策本部長である後藤市長さんの市民への発信が全く有りません。 〇1:吹田市の職員の方が被災地に派遣、支援に行かれていますが、本部長さんへの報告会がされたのか、否かが、市民への情報提供が全く有りません。 ・報告がされているのであれば、現地で活躍された吹田市の職員(市の現状の知見を有しておられる)が現地での体験から吹田市の課題を本部長さんに報告しておられるものと推察。 〇2:支援対策本部長である後藤市長さんは、吹田市の課題を市民に情報提供を願います。 [吹田市職員の派遣状況]⇒※水道部(2月9日に帰還)を除き他は1月中に帰庁。※2月15日の市HPから転載。 ・総務省災害マネジメント総括支援員の危機管理室職員2名を石川県輪島市へ派遣(1月4日~12日、1月17日~25日予定)。 〇3:総括支援員の権限として「市長への助言」が有りますが、何を助言されたのでしょうか? ・大阪府看護協会から派遣依頼を受け、市立吹田市民病院の認定看護師1名を輪島市へ派遣(1月15日~1月18日)。・大阪府看護協会から派遣依頼を受け、市立吹田市民病院の認定看護師1名を輪島市へ派遣(1月15日~1月24日)。・・、沙阪市が派遣する災害時健康危機管理支援チームの一員として保健師1名を派遣(1月18日~1月24日)。・・消火隊1隊5名を派遣(1月1日~1月5日)。その後も交代要員の派遣。現地の活動を終了後、1月21日に帰隊。・・水道部からは、給水支援活動を令和6年2月5日から派遣。2月9日に帰還。※能登半島での被災と、吹田市の市街地での被災に対する課題は異なりますが、吹田市としての課題は有るものと考えます。 ※ネットのニュースでは、他の市・県などの派遣職員が毎日のように帰庁後、行政の長に報告会の情報が。	ます。	危機管理室	R6.2.16	R6.3.1
2	小学校の倉庫 の設置につい て	小学校の倉庫の設置につきまして、 1 学校教育上支障がない 2 社会教育やその他公共のための2点での場合に許可を行うとされていますが、月謝を取っている野球やサッカーチームが校舎や体育館の軒下などに置いているのは両方ともの許可があり、学校長の同意を得て、事業の担当部署から必要性を認め学校管理課へ倉庫設置の許可を申請し許可を得なければならないということですね。設置している方に聞きますと、校長の許可だけを得ていて、その他の許可はなにもないと聞いています。 もしかすると手続きもせずに設置されているのではありませんか。知り合いの公務員の方に聞いたら設置するには、行政財産目的外使用の許可及び費用がいる可能性があると聞きました。仮に1団体の倉庫の設置許可や費用を取っていなければ、問題があるかと思いますが手続きはされていますよね。	倉庫の設置につきましては、前回お示ししました2点(1 学校教育上支障がない・2 社会教育やその他公共のため)のいずれかに該当する場合において設置が可能です。また、吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第25条において、軽易なものについては校長が許可することができるとなっております。そのことから、校長の許可だけを得て倉庫を設置することは可能であり、必要な手続きはなされているものと考えております。使用料につきましては、公益上特に必要があると認めるときに該当する場合においては、行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、使用料を免除することができ、教育委員会で許可している倉庫については使用料をいただいておりません。		R6.2.19	R6.3.1

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	亥子谷コミュニ ティセンターの 部屋利用の WEB予約につ いて	ばよかったのに、1週間以内に出向かなければならないという制限が設けられたことで、とても利用しづらくなってしまいました。1週間以内という制限はどういう理由からなのでしょうか?予約は6か月先まで可能です。仮に6か月先の予約しても1週間後に支払いにわざわざ窓口に行かなければならない理由は何でしょうか?せめて利用日1週間前までに本申請(利用料支払い)を行うように変更お願いしたいです。また、本申請を行う際、さらに使用許可申請依頼に利用IDと団体名称	用に変更しました。 その後市民の不要・不急の外出を抑制する目的として、使用日前日までに本申請を行っていただく取扱いをコロナ禍における特例措置として行ってまいりました。 しかしながら、新型コロナウイルスの感染法上の分類が2類から5類に引き下げられたことに伴い、特例措置を行う理由がなくなったため、施設利用者への周知期間を設けたうえで、WEB予約システムの導入を機に、	市民自治推進室	R6.2.20	R6.3.1

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	者福祉年金の 廃止について	祉年金の廃止について」の記載のうち『今後はこの財源を活用し、重度	当初予算(案)を議決いただきましたら、本市ホームページ等で周知してまいります。	障がい福祉室	R6.2.19	R6.3.4
5	給水本管の埋 設管状況の確 認について	下水管の道路内の埋設状況はWEBで確認できますが、給水管は見れないようです。国のデジタル化推進を受けて、近隣の各行政は給排水ともにWEBSITEで確認・調査できるようになってきています。 吹田市も是非対応できるようにお願い致します。	日頃から、水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。 お問い合わせの件につきまして、上水道の給水管は個人の所有物であることからその情報は個人情報となり、給水管の所有者ご本人、もしくは所有者の依頼を受けた方であることを、身分証や書類等で確認したうえで情報を提供しています。以上の理由により、インターネットでの情報提供はしておりません。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。	工務室	R6.3.4	R6.3.5

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	続98。2月16日 場出の市HPタ	・「傍聴のご案内を更新」のタイトルでは、何の会議なのか不明。吹田市の傍聴は、市議会の他にも委員会や会議体があり、市民目線でのタイトルに工夫を願います。 ・[仮案] 市議会の傍聴のご案内。議場内の工事期間中の傍聴の状況。	議会事務局が市ホームページのトップ画面に掲載した新着情報につきまして、非常に分かりにくい表記になっていたことに関し、深くお詫び申し上げます。 今回の御指摘を踏まえ、3月5日付けで新着情報の表記を、「議場の特定天井の改修に伴い、本会議などの傍聴のご案内を更新しました。」と訂正させていただきました。 今後、本市ホームページで新着情報を掲載する際は、分かりやすい表記となるよう心掛けてまいりますので、御了承くださいますようお願いいたします。		R6.2.27	R6.3.6
7	続-95。1月10日 掲出の市HPタイトル「令和5年 度のパネルル「令発展を 開催」での意 見・要望	領土問題啓発」の巡回パネル展がされていました。 ⇒添付画像。パネル展 ・パネル展の内容が、市HPの新着情報にタイトルの記憶が無いので、イベント 情報で分かりました。 ○1:市民部 人権政策室は、今回の巡回パネル展の目的を教えて下さい。 ○2:市民部 人権政策室は、今回のパネル展を多くの市民の方々に、見て・ 知って・考えて頂くには今後どのようにされますか。 ⇒タイトル「令和5年度人権啓発巡回パネル展を開催」では、市民に伝わりません。【例】他の施設で"映画会の開催"のタイトルが…。映画の題名が無いと市民はクリックしません。 ・"アイヌ"について、私が中学生の頃にラジオで連続ドラマの「コタンの口笛」を聞いていた記憶があり、懐かしい想いが。 ・1月には、北海道立近代美術館でアイヌアートに関する展覧会が行われていました。	A2:本市ホームペーンに掲載した当該ハネル展開催をお知らせする ページタイトルに パネル展のテーマの記載がなく、新着情報やイベント ページから閲覧された市民の方々には今回のテーマが分かりづらい状況となっておりました。		R6.2.26	R6.3.7

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	続96。市HPタイトル「市役所駐車場案内・混雑	⇒添付画像。市役所駐車場混雑 Q1: 工事期間は、あと4ヶ月ほどですが、ライブカメラの設置で、サイトにカメラ画像の表示をされませんでしょうか。 ⇒3月・4月には市民の転入・転出手続き(含むマイナカード)などでの車の出入りが増えます。 ・市HPの新着情報に1日に1回、混雑状況が掲出されますが、大半が"混雑無し"で有り、午前や午後の情報。無い時も有ります。 ⇒市民は、駐車場の今の状況が知りたいと思います。 Q2: サイトの工事・駐車場の図には、"西玄関を閉鎖します"の文言が有りますが、"北玄関"の表記・追記が必要。 ⇒添付画像。市役所工事図。北玄関要・吹田市に転入される方は、HPが頼りです。	だけるよう、市ホームページによる駐車場の混雑状況の配信回数を増やしています。 また、平日に市役所への用務で来庁される場合、本庁舎駐車場の利用と同様に駐車料金の割引を実施している「タイムズ阪急吹田駅前駐車場」の利用についても、市公式SNSの活用を図る等により周知を進めています。 市ホームページ「市役所駐車場案内・混雑状況等」に掲載している図及び表記については、御意見を踏まえて北玄関に関する項目を追加しました。		R6.2.26	R6.3.7

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9		⇒添付画像。掲示板の花飾りでちらしの文字が読めません。 【旧・山手公民館】 3)旧・山手公民館時(解体後4年経過)に設置されていた駐車禁止の立て看板2枚が破損。強風時の飛散で危険の恐れあり。※現状は、更地で不要。	2 旧山手地区公民館の立て看板について、設置者が不明なため、簡易 広告物と判断し、都市計画室屋外広告担当が撤去いたしました。 水道の量水器につきましては、奇数月に数値の確認をしておりますが、 水道は未使用ですので、料金は発生しておりません。また、検針は1件 当たりの委託ではありませんので、委託料に影響はありません。		R6.2.26	R6.3.8

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	過去の事例も含めて	普段吹田市を中心に小学生を対象としたサッカー教室を開催させていただいておりますが、以下の2点につきましてご相談させていただきたく連絡しました。 (①自治会は、現状(今年から)、親の承諾書が必要ですが、電話番号等の記入を拒む親御さんが存在しており参加できない方がいます。代表者のみの記載等、全親御の記載がないような形にしていけないでしょうか? (②現状の場所割では独占的に場所を利用されている(団体)があります。一方で我々のような新規チームは活動場所が限られ、新たな活動に制限があると感じています。 他市同様にオーパス等を利用した抽選の導入を検討していただけないでしょうか? 吹田市のスポーツ振興にも最大限貢献したい所存でごさいますので、ご検討とご回答していただければ幸いです。よろしくお願い致します。	①参加承諾書については、電話番号については省略していただいても構いませんが、子どもの安全管理の観点から保護者名の記載はお願いいたします。 ②中学校運動場ナイター施設の利用につきましては、地域住民を対象とした事業であることから該当地域の団体を優先して利用していただいております。オーパスを利用しての抽選につきましては、空き申込も含め利用団体の利便性が増すと考えられますので、今後、他市の状況も参考に検討してまいります。	文化スポーツ推進室	R6.2.29	R6.3.8
11	〇〇における健 康増進法29条 違反	2月28日、〇〇において健康増進法29条違反を見かけた(写真参照)。特定屋外喫煙場所の外でアイコスらしき加熱式タバコを喫煙しながら女子学生2名と談笑する男子学生2名がいた。どうも違法行為の認識がないかのように見えた。しかし違法であり、受動喫煙が生じていたことだろう。フィリップモリスジャパンはアイコスがあたかもタバコではなく、周囲に受動喫煙が生じないかのような広告を打っているからこのような誤解が生じ、違法行為が行われているのだと考える。したがって吹田市は、この誤解を強化する喫煙所の寄贈をフィリップモリスジャパンから受けるべきでない。吹田市の掲げる「スモークフリー」はフィリップモリスジャパンの唱える「スモークフリー」とは全く異なるものなのだから。また実験棟から校門にかけてタバコの吸い殻や箱が投棄されていた。これらも違法喫煙の痕跡である。管理権原者には是正を指導されたい。 ※写真については、公表しておりません。	通報を受けまして、管理権原者に対して現在の状況について改善するよう指導を行いました。また、引き続き学内外の巡回指導及び周知啓発の強化をお願いしております。	健康まちづくり室	R6.3.1	R6.3.11

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	吹田市テニスコートの件	息子が吹田市民です。吹田市のテニスコートを利用させて頂いています。私は大阪市民です。精神障害者手帳を持っています。外に出て体を動かす事を目標にしています。 管理事務所に確認をしたところ、私が空きコートを取る場合、オーパスカードの申請をして、大阪市民なので、倍の1200円になります。しかし、障害者割引は、吹田市在住のみで適用できないとの事でした。大阪市民は倍の1200円は理解出来ます。吹田市民以外でも、障害者割引で600円にして頂ければ、テニスがしやすくなります。65歳以上も、1200円の半額600円になれば、今後助かります。細々と生活しております。欲は申しません。どうか、よろしくお願い致します。	令和6年2月27日付けでいただきました御意見につきまして、回答させていただきます。 本市の施設使用料に係る減免については、受益と負担の公平性の確保の観点から、市全体で統一された基準に従って適用しております。 減免される施設使用料は市民の税から負担されることになるため、減免対象者は吹田市在住の方に限定しております。	文化スポーツ推 進室	R6.2.27	R6.3.13
13	学校給食について	うずら卵での窒息死のニュースがあり、小学校給食の内容を確認するとうずら卵や白玉団子が使われていることに驚きました。ことも家庭庁が公式サイトで提示している「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン〜施設・事業者向け〜」では、「誤嚥(ごえん)・窒息につながりやすい食べ物の調理について」という欄で、「給食での使用を避ける食材」に該当します。こちらは至急見直されているのでしょうか?学校給食で出せるものがなくなる、との声もあるとのことですが、命が無くなってしまえば元も子もありません。小学校に通わせてる親からすると現状のままでは不安です。見直し、検討をよろしくお願いします。	本年2月26日に他自治体の小学校で発生した給食時におけるうずら卵の窒息事故を受け、本市でも給食での対応について早急に検討を進めて参りました。また、本事案を受け、翌2月27日付けで文部科学省から「学校における窒息事故の防止について」において、給食時における安全に配慮した指導の在り方や窒息への対処方法について留意する旨の通知がありました。 小学校就学前の咀嚼・嚥下が未発達な乳児・幼児に対しては、こども家庭庁から「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」で具体的に避けた方がよい食材が示されています。学校給食においては、先にお示しした指導がありますので、特にうずら卵はより注意が必要であると考えています。このため近隣の市町村にも緊急で調査を行い、どのように対応を行うのがよいのか慎重に検討を進めて参りました。現在、本市の小学校会食で提供しているうずら卵を使用した献立は「うずら卵と鶏肉の醤油煮(黒酢煮・甘酢煮)」のみであり、汁気はなく、しっかりと咀嚼が意識できるものとなっています。八宝菜や中華井、おでんのような汁気とともに吸い込むことで噛まずに飲み込んでしまう恐れのある献立にはつずら卵を使用していません。3月19日提供予定のうずら卵と鶏肉の甘酢煮は「しっかりかんで食べましょう」という内容をきゅうしょくのおしらせ(毎日読み上げる教室内の掲示)に盛り込み、喫食前に必ず読んで指導を行うことを学校に周知いたしました。引き続き提供の方法や食べ方の指導を徹底し、年度当初は新1年生が入学してくることから、学校給食に慣れるまでの一定の期間、うずら卵の提供を見合わせる予定です。文部科学省からの通知においても、うずら卵の使用そのものを取りやめる内容ではなく、「窒息事故未然防止のポイント(下記参照)」に沿った指導の徹底に努めることとなっていたため、今後も提供を継続する予定としております。この機会にぜひご家庭でも「しっかりかんで、ゆっくり食べる」ようにお声がけをいただけると幸いです。なお、様々な理由により個別の対応が必要な場合は、学校にご相談ください。この度は貴重なご意見をいただき有難うございました。今後もより良い学校給食を提供できるよう努めて参りますので、ご理解のほどお願いいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保健給食室	R6.3.1	R6.3.14

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	吹田市立南南の田外の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の	交法に違反していないか吹田市は確認していますか。カラーコーン設置	ましたところ、送迎の路上駐車が相次ぐ状況がありましたことから、駐車禁止の注意喚起の一つとして一部時間帯においてカラーコーンの設置を行っておりました。御指摘いただいた状況を踏まえ、交通の妨げとならないようカラーコーンの設置を取り止めるとともに、改めて周辺道路への駐停車をすることがないよう当該園から注意喚起を行います。 引き続き、園との確認を行い、注意喚起を徹底し、児童及び地域の皆様の安全確保に細心の注意を払ってまいりますので、御理解・御協力を関いますと、お願いぬしたばます。		R6.3.6	R6.3.19
15	者福祉年金の 廃止について のお知らせにつ いて(4)	強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。」が確実に実行されることを望んでいます。	障がい者福祉年金の廃止財源の活用(案)につきましては、本年2月議会における議案参考資料において、活用事業一覧としてその内容や予算の内訳をお示し、現在御審議いただいているところです。これらの内容が議会で承認され、令和6年度当初予算に反映されましたら、先般回答いたしましたとおり、廃止財源相当額の活用事例として、本市ホームページ等において周知してまいります。	障がい福祉室	R6.3.11	R6.3.21

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	続99。3月の「自 殺別を強化月 間」について市 HPに掲出が必 要	自殺対策基本法では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を『自殺対策強化月間』と定めています。2月13日に吹田市で中学生2人がマンションから飛び降りの記事が、新聞社の報道でありました。 1)吹田市は、市報3月号に「自殺対策強化月間」について掲載をされていますが、スペースに制約があり防止のための情報不足は否めません。 ⇒市HPに掲出が必要。また市報の3月配布は市外から吹田市への転入者には間に合いません。吹田市は転入届の受理時に市報の配布をされているのでしようか?。 ※転入者が吹田市の現況を知るには、市報が最適だと思います。市のHPをPCやスマホでチェックには時間を要します。 2)3月の「自殺対策強化月間」について2月29日に市HPに掲出されていますが、タイトルは「啓発や研修事業」であり、内容は市庁舎のロビーでのパネル展示(3月1日~3月8日)案内でした。⇒タイトルが「啓発や研修事業」では市民に伝わりません。また市HP(新着情報)には掲出されていません。加えて、市HP(イベントカレンダー)にも、表記されていません。か添付画像2枚。 ⇒自殺予防週間(9月10日から)時には、市民・児童・生徒・学生さん等への周知方法および内容を考えて下さい。 3)「自殺対策強化月間」について、吹田市報およびHP「啓発(パネル展示)」には、何故3月なのか…の説明が必要。 ※上記の現状から、吹田市は本気で自殺対策に取組んでおられるのか疑問を感じています。(個人の)の見死者数を教えて下さい。 4)命に関わることでもあり市HP(Top頁)の「大切なお知らせ欄」への掲出も検討願います。 ※吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をされています。 ※添付画像は別メールにて送信。	1について 当該月間については年間を通じて市のホームページに掲載しておりますが、今後は新着情報にも掲載するようにします。 (担当:地域保健課) 市報すいたについては、転入届の受理時に希望者に対して配布しております。 (担当: 広報課) 2について タイトル「啓発や研修事業」について、市民にわかりやすいように更新タイトルを検討し、新着情報にも掲載するようにします。また、イベントカレンダーへの掲載も検討します。 自殺予防週間については、FacebookやX等で周知を図るとともに、大学内のネットワークシステムを活用し、学生向けの啓発を行っています。 (担当:地域保健課) 3について 市のホームページにおいて、政府が、例年、自殺者数が増加する3月を「自殺対策強化月間」と定めた旨を掲載しております。市報や啓発(パネル展示)については、悩みを抱えておられる方が少しでも支援につながるよう、重点的に相談窓口の周知啓発を実施しております。 (担当:地域保健課) 4について 自殺統計は毎年1月から12月までの集計となっており、2023年(1~12月)の本市の自殺者数(暫定値)は38名(※)です。 ※確定値は47名です。 (担当:地域保健課) 4(2つ目)について 必要に応じて検討して参ります。 (担当:地域保健課)	広報課、地域保 健課	R6.3.12	R6.3.22
17	公立認定子ども 園	吹田市は「待機児童の」ということですが、保育園に全て落ちましたので、公立の認定子ども園に通わせております。 吹田市の公立の認定子ども園の預かり時間は8:00~18:00まで、土日 祝休み、行事は平日に頻繁にあり、PTAの会議も平日に行われます。 全〈フルタイム勤務に対応できているとは思えません。両親どちらかが パートか時短勤務をしているという設定でしょうか? 平日に頻繁に休みが取れる職場であるという前提でしょうか? 保育園より預かり時間が短い理由は何でしょうか? 「幼稚園を子ども園にした、待機児童の問題は解消した」ということにせず、改善されるべきものと思います。	前提としています。 また、行事につきましては、各園で保護者の就労状況等から検討して いるものと考えておりますが、改めて多くの方が参加できる日程となるよ		R6.3.11	R6.3.25

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18		〇〇の通路付近に「〇〇」という居酒屋が出店していて、カウンターに 灰皿が積まれているのを見かけました。 この店には通路とを区画する壁がないので、健康増進法30条違反で す。撤去を指導願います。	通報を受けまして、施設管理者に連絡し、当該店舗に対する喫煙器具の撤去について助言を行いました。	健康まちづくり室	R6.3.11	R6.3.25
19	花火大会がや かましい!!	週末だからって誰もが休みでもないし、この時間だからって誰もが起きているわけでもありません。 朝が早い人、あるいは夜中からの人は眠っていなければならない時間帯です。 南正雀自治会の爆音盆踊り大会もそうですが、生活が二十四時間化した今、誰がどこで休んでいるかわかりません。 ましてや、今回はゲームに関したものだとか。 花火大会も盆踊り大会も、もはや迷惑でしかありません。いつまでも昭和じゃないんです。	本件は、大阪府及び大阪市に係る事案ですので、大阪府及び大阪市へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.3.25	R6.3.25
20	建物前面歩道 に不法投棄物	当該場所、吹田市江の木町17-37 リアライズ江坂1Fの東側に不法 投棄の家電品や家具類が放置されている。当該場所には不法投棄禁止 の張り紙がされてるが、長期にわたって改善されていない。歩道に投棄 物がはみ出し通行の妨げになっています。対処出来ないでしょうか。	現地確認をしたところ、家電はなくなっていましたが、別に本棚の棚を 東ねて、道路に置いてありました。 マンションの管理会社に問い合わせたところ、ゴミがあるのは確認して いるとのこと。ここはマンションのゴミ置き場の目の前であり、比較的大き なゴミが置いてあり、マンションの住民が置いているのか他の人が置い てあるのかわかならないとのこと。マンションに行った時に片づけている とのことです。管理会社にはマンションに行く回数を増やすのを検討して もらえるように話をしました。 吹田市道路室の不法投棄の対処としましては、通報があれば不法投 棄に張り紙をはり、約2週間後の撤去となります。		R6.3.12	R6.3.26